

聖籠町告示第十一号

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、心身障害者に対し、タクシー利用料金及び自動車燃料費を助成することにより、心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 福祉タクシー 心身障害者のタクシー利用について、聖籠町福祉タクシー利用料金助成事業委託契約書（別記様式第一号）により、町と契約を締結した団体等（以下「福祉タクシー事業者」という。）の所有する専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

二 自動車 障害者が外出する際に使用する自動車であつて、次のいずれかに該当するもの。

イ 障害者本人が運転する自動車

ロ 障害者と生計を一にする者が運転する自動車

ハ 障害者を継続的、かつ、日常的に介護している者が運転する自動車

（助成対象者）

第三条 助成対象者は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている等級が次のいずれかに該当する者。

イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。以下「省令」という。）別表第五号の一級に該当する者

ロ 省令別表第五号の二級に該当する者

ハ 省令別表第五号の三級であつて、下肢不自由、体幹不自由若しくは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動（移動）機能障害に該当する者

二 知事が交付する療育手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が「A」と判定された者

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

四 その他町長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

一 聖籠町じん臓機能障害者通院交通費助成要綱

（平成十年聖籠町告示第十六号）により助成を受けている者

二 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会が実施する類似の事業の助成を受けている者

（助成対象経費）

第四条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費のいずれかとする。

一 助成対象者が、外出する際に利用した福祉タクシーの料金（以下「福祉タクシー利用料金」という。）

二 助成対象者が、外出する際に使用する自動車の当該外出に要するための燃料費（以下「自動車燃料費」という。）

（助成の申請）

第五条 助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を添えて、聖籠町福祉タクシー利用助成券及び自動車燃料費助成券交付申請書（別記様式第三号）を町長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第六条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、助成の可否を決定したときは、聖籠町福祉タクシー利用助成券及び自動車燃料費助成券交付決定（却下）通知書（別記様式第四号）により、申請者に通知するものとする。

（福祉タクシー利用料金の助成）

第七条 町長は、前条の規定により福祉タクシー利用料金の助成が決定した者（以下「利用料金助成決定

者」という。)に対し、聖籠町福祉タクシー利用助成券(別記様式第六号。以下「利用助成券」という。)を交付するものとする。助成額は、利用助成券一枚につき七百円とする。

2 前項の規定による利用助成券は、利用料金助成決定者一人に対し、一年度につき二十四枚交付するものとする。ただし、新規に申請する者の初年度の交付は、別表のとおりとし、第五条の規定による申請を適正と認め受理した月分からとする。

3 利用助成券の有効期間は、交付の日から当該年度の末日までとする。

4 利用助成券は再交付しないものとする。

5 利用料金助成決定者が利用助成券を使用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、乗車の際に利用助成券を福祉タクシー事業者の運転手に渡さなければならない。

6 利用料金助成決定者が利用助成券を使用するときには、乗車料金から助成額を控除した金額を福祉タクシー業者に支払うものとする。ただし、乗車料金が使用する利用助成券の合計助成額に満たないときは、当該乗車料金の額を助成額とする。

(自動車燃料費の助成)

第八条 町長は、第六条の規定により自動車燃料費の助成が決定した者(以下「燃料費助成決定者」という。)に対し、自動車燃料費助成券(別記様式第七号。以下「燃料費助成券」という。)を交付するものとする。助成額は、燃料費助成券一枚につき七百円とする。

2 前項の規定による燃料費助成券は、助成決定者一

人に対し、一年度につき十二枚交付するものとする。ただし、新規に申請する者の初年度の交付は、別表のとおりとし、第五条の規定による申請を適正と認め受理した月分からとする。

3 燃料費助成券の有効期間は、交付の日から当該年度の末日までとする。

4 燃料費助成券は再交付しないものとする。

5 燃料費助成決定者は、燃料費助成券を、聖籠町自動車燃料費助成事業委託契約書（別記様式第二号）により町と契約を締結した団体等（以下「給油事業者」という。）の給油所で使用することができる。

6 燃料費助成決定者が燃料費助成券を前項に規定する給油所で使用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、燃料費助成券を提出しなければならない。

（資格の喪失）

第九条 助成対象者は、第三条に規定する要件を有しなくなつたときは、聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業利用の資格を喪失するものとする。

2 前項の規定により聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業利用の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）は、聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業利用資格喪失届（別記様式第五号）に未使用の利用助成券又は燃料費助成券を添えて町長に届け出なければならぬ。

（助成した金額の返還）

第十条 町長は、資格喪失者その他の者が偽りその他

不正な手段により助成を受けたときは、その者から当該助成した金額を返還させることができる。

（事業者への支払い）

第十一条 福祉タクシー事業者及び給油事業者は、毎月十日までに前月利用分の請求書に利用助成券又は燃料費助成券を添付し、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定によるからの請求に基づき、当該助成した金額に相当する額を福祉タクシー事業者及び給油業者に支払うものとする。

（雑則）

第十二条 この告示に定めるもののほか、この告示に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 聖籠町福祉タクシー利用扶助事業実施要綱（平成十九年聖籠町告示第十三号）は、廃止する。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

聖籠町福祉タクシー利用料金助成事業委託契約書

聖籠町福祉タクシー利用料金助成事業の委託について、聖籠町(以下「委託者」という。)と (以下「受託者」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

- 第 1 条 委託者は、上記事業を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。
- 第 2 条 事業の委託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 第 3 条 聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)の定めるところにより、対象者が受託者の福祉タクシーを利用したときは、受託者は、その運行に要した料金の一部(以下「料金」という。)を委託者に請求するものとする。
- 第 4 条 受託者に対する事業の委託は、要綱の定めるところにより、受託者に対して料金を委託者が負担することによって行うものとする。
- 第 5 条 受託者は、前条の料金を、毎月末現在でその月分をまとめて、業務委託一部履行届及び使用済みの利用助成券を添えて翌月 10 日までに、委託者に請求するものとする。
- 第 6 条 委託者は、受託者から前条の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、その料金を受託者が指定する金融機関に支払うものとする。
- 第 7 条 受託者は、第三者に対し事業の一部若しくは全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 第 8 条 委託者は、受託者がこの契約に違反したときは、委託契約を解除することができる。
- 第 9 条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 第 9 条 この契約に定めのない事項については、委託者・受託者協議のうえ処理するものとする。
- この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者・受託者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

委託者 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

聖籠町長

印

受託者 住 所

氏 名

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該業務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(実地調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故の場合の措置)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1. 甲は実施機関、乙は受託者をいう。

2. 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略するものとする。

別記様式第1号(第2条関係)

聖籠町福祉タクシー利用料金助成事業委託契約書

聖籠町福祉タクシー利用料金助成事業の委託について、聖籠町(以下「委託者」という。)と
(以下「受託者」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

- 第1条 委託者は、上記事業を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。
- 第2条 事業の委託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 第3条 聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)の定めるところにより、対象者が受託者の福祉タクシーを利用したときは、受託者は、その運行に要した料金の一部(以下「料金」という。)を委託者に請求するものとする。
- 第4条 受託者に対する事業の委託は、要綱の定めるところにより、受託者に対して料金を委託者が負担することによって行うものとする。
- 第5条 受託者は、前条の料金を、毎月末現在でその月分をまとめて、業務委託一部履行届及び使用済みの利用助成券を添えて翌月10日までに、委託者に請求するものとする。
- 第6条 委託者は、受託者から前条の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、その料金を受託者が指定する金融機関に支払うものとする。
- 第7条 受託者は、第三者に対し事業の一部若しくは全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 第8条 委託者は、受託者がこの契約に違反したときは、委託契約を解除することができる。
- 第9条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 第9条 この契約に定めのない事項については、委託者・受託者協議のうえ処理するものとする。
- この契約を証するため、契約書2通を作成し、委託者・受託者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

委託者 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町長

印

受託者 住 所

氏 名

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該業務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(実地調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故の場合の措置)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1. 甲は実施機関、乙は受託者をいう。

2. 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略するものとする。

別記様式第3号(第5条関係)

聖籠町福祉タクシー利用助成券及び自動車燃料費助成券交付申請書

年 月 日

聖籠町長 様

(申請者) 住 所

氏 名

電話番号

利用対象者との続柄：

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

対 象 者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所		電話番号	
希 望 助 成 内 容	福祉タクシー利用助成券 ・ 自動車燃料費助成券			
手 帳 内 容	身体障害者手帳級 (.....種)第.....号 (障害名.....)		
	療育手帳	精神障害者福祉手帳		

備考 申請には障害者手帳を提示してください。

様

聖籠町長

印

聖籠町福祉タクシー利用助成券及び自動車燃料費助成券交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった福祉タクシー利用助成券及び自動車燃料費助成券の交付について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 助成内容

2 交付枚数 枚

3 却下理由

4 参 考

福祉タクシー利用助成券		自動車燃料費助成券	
申請を受理した月	交付枚数	申請を受理した月	交付枚数
4月	24枚	4月	12枚
5月	22枚	5月	11枚
6月	20枚	6月	10枚
7月	18枚	7月	9枚
8月	16枚	8月	8枚
9月	14枚	9月	7枚
10月	12枚	10月	6枚
11月	10枚	11月	5枚
12月	8枚	12月	4枚
1月	6枚	1月	3枚
2月	4枚	2月	2枚
3月	2枚	3月	1枚

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業利用資格喪失届

年 月 日

聖籠町長 様

(届出者)

住 所

氏 名

資格喪失した者との続柄

下記のとおり聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業利用資格を喪失しましたので届け出ます。

資格喪失した者	
住 所	聖籠町大字
資格喪失の理由	1 死亡 2 転出 3 障害程度の変更により助成対象者でなくなった 4 その他 ()

(表)

<p>聖籠町福祉タクシー利用助成券</p> <p>この券は、下記の協力事業者以外は使えません。 この券の有効期限は、申請した日の属する年度末の日（3月31日）までとします。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">聖籠町長</p>	
<p>〈対象者〉</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>協力事業者名 _____</p>	

(裏)

協力事業者名	
乗車年月日	年 月 日
乗車経路	乗車地 降車地 ~
助成金額	700円

(表)

<p>自動車燃料費助成券</p>	
<p>この券は、下記の協力事業者以外は使えません。 この券の有効期限は、申請した日の属する年度末の日（3月31日）までとします。</p>	
<p>聖籠町長</p>	
<p>〈対象者〉</p>	
<p>住 所</p>	
<p>氏 名 _____</p>	
<p>協力事業者名</p>	

(裏)

<p>協力事業者名</p>	
<p>給油年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>助成金額</p>	<p>700円</p>

別表（第7条、第8条関係）

福祉タクシー利用助成券		自動車燃料費助成券	
申請を受理した月	交付枚数	申請を受理した月	交付枚数
4月	24枚	4月	12枚
5月	22枚	5月	11枚
6月	20枚	6月	10枚
7月	18枚	7月	9枚
8月	16枚	8月	8枚
9月	14枚	9月	7枚
10月	12枚	10月	6枚
11月	10枚	11月	5枚
12月	8枚	12月	4枚
1月	6枚	1月	3枚
2月	4枚	2月	2枚
3月	2枚	3月	1枚